

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年1月31日
【会社名】	伯東株式会社
【英訳名】	Hakuto Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 阿部 良二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目1番13号
【電話番号】	03(3225)8910(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理統括部長 新徳 布仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目1番13号
【電話番号】	03(3225)8910(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理統括部長 新徳 布仁
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 279,877,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	伯東株式会社 関西支店 (大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番6号 アクロス新大阪) 伯東株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号 グリーンビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	117,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数：100株

- (注) 1 2022年1月31日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	117,300株	279,877,800	
一般募集			
計（総発行株式）	117,300株	279,877,800	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,386		100株	2022年2月22日		2022年2月22日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなないこととなります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
伯東株式会社 本店	東京都新宿区新宿一丁目1番13号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目5番8号ヒューリックJP赤坂ビル9階

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
279,877,800		279,877,800

(注) 1 発行諸費用は発生いたしません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額279,877,800円につきましては、2022年2月22日以降、諸費用支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、上記資金使途に充当するまでの間の資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（2021年12月31日現在）

名称	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 （晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ）
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田中 嘉一
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：33.3% 株式会社みずほフィナンシャルグループ：27.0% 株式会社りそな銀行：16.7%

(注) 株式会社日本カストディ銀行は、再信託受託者として、当社が株式会社りそな銀行従業員持株会支援信託に対して割り当てる当社株式を取得するものです。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式851,300株（発行済株式総数の3.53%）を保有しております。
資金関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	株式会社りそな銀行の再信託先として信託銀行取引があります。

(注) 出資関係における割当予定先の当社株式の保有株式数は、2021年9月30日現在のものです。

（従業員持株会支援信託E S O P（以下、「本プラン」といいます。）の内容）

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする従業員持株会支援信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は、信託事務の一部を委託することを目的として、株式会社日本カストディ銀行（再信託受託者）に、本信託に属する信託財産を再信託します。割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「信託口」といいます。）は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

1．概要

本信託は、「伯東従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に加入する伯東株式会社及び同社グループ会社の従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本信託は、その設定後3年1カ月間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、予め一括して取得し、信託口に再信託します。信託口は、本持株会に対して、定期的に当社株式を売却していきます。本信託終了時まで、信託口による本持株会への当社株式の売却を通じて、信託口の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。本信託の受益者適格要件は、本信託終了時に本持株会に加入していること、また、残余財産の分配基準は、本信託期間中に本持株会の会員各々が購入した株式数を基準としております。

なお、当社は、本信託が当社株式を取得するための借入について保証をしており、本信託終了時において当社株式の価格の下落により、当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、当社と本信託との間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託口が当社株式を取得します。

信託口の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従って、信託口に対して議決権行使の指図を行い、信託口はその指図に従い議決権行使を行います。

（ご参考） 本信託の概要

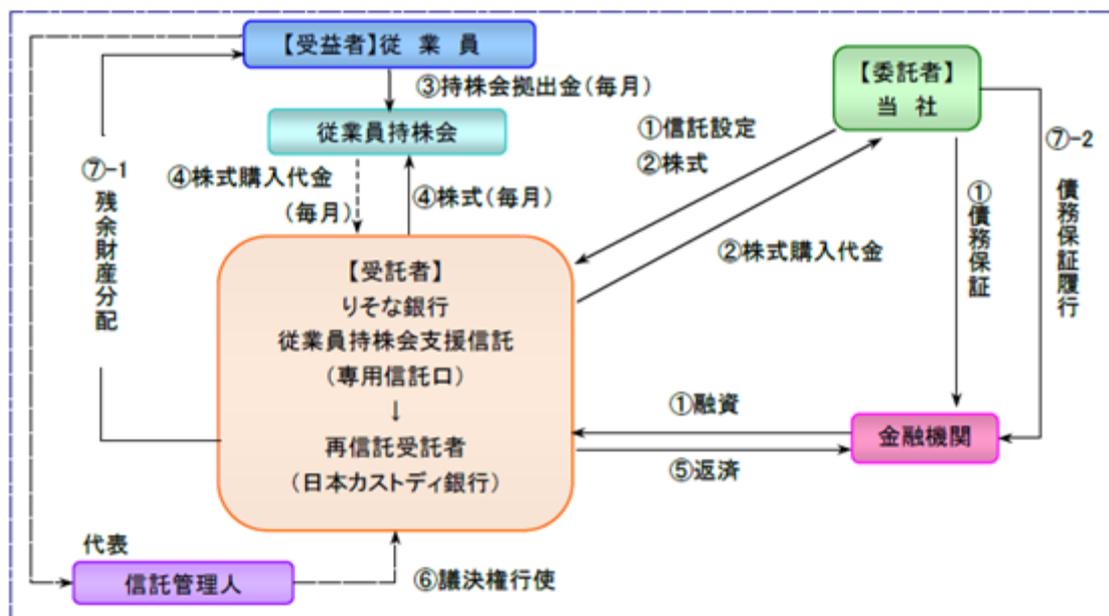
信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	本持株会に対する当社株式の安定的、継続的な供給及び受益者要件を充足する当社及び当社グループ会社の従業員に対する福利厚生制度の充実
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	本持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	信託管理人となる要件を充足する当社従業員
信託契約日	2022年2月18日
信託の期間	2022年2月18日～2025年3月31日
議決権行使	受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の数	117,300株
取得株式の総額	279,877,800円
株式の取得方法	当社自己株式の処分による取得及び株式市場からの取得（立会外取引による取引を含みます。）

2．本持株会へ売り付ける予定の株式の総数
117,300株

3．受益者の範囲

本信託契約で定める信託契約終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める所定の受益者確定手続の全てを完了している者を受益者とします。

(本信託の仕組み)



制度開始時		当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受ける（当社は当該融資に債務保証する）
		専用信託口は、借入金を原資として信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、金庫株式の処分（第三者割当）により取得する
運営時		従業員は毎月当社持株会に持株会拠出金を支払う
		当社持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入する
		専用信託口は、株式売却代金等を原資として金融機関に借入金を返済する
		専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行行使する
終了時	- 1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産を分配する
	- 2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 当社が金融機関に対して保証債務を履行

c 割当予定先の選定理由

本制度は、従業員の福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への当社従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度で自己株式の割当を行うことといたしました。今般、当社は本制度の導入にあたり、同種の制度の受託実績や制度導入に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑かつ堅確な導入と運営の観点から総合的に検討した結果、株式会社りそな銀行を受託者として選定いたしました。なお、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づき株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として再信託しますので、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

117,300株

e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、本信託期間中の3年1カ月間に本持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。当該信託金については、本信託の受託者（株式会社りそな銀行）が株式会社りそな銀行からの借入金によって調達する予定である旨を責任財産限定付金銭消費貸借契約によって確認しております。

上記責任財産限定付金銭消費貸借契約は、2022年2月18日に締結する予定であります。

なお、当該責任財産限定付金銭消費貸借契約は、借入人である株式会社りそな銀行、保証人である当社、貸付人である株式会社りそな銀行間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証債務を履行する内容となっております。

割当予定先：株式会社日本カストディ銀行（信託口）

借入人：株式会社りそな銀行

保証人：当社

貸付人：株式会社りそな銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、本信託に係る信託管理人又は受益者代理人の指図に従い行使することになります。信託管理人は、本契約締結時及び信託財産である株式の発注時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、信託管理人及び受益者代理人は、信託口に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約及び本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」（不統一行使となった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率に乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する）に従います。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行（以下、「割当予定先等」といいます。）が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに本信託契約を確認し、当社としましては、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係の有していないと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2022年1月28日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である2,386円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、直近の株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1ヵ月間（2021年12月29日から2022年1月28日）の終値の平均である2,548円（円未満切り捨て）からの乖離率は6.36%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3ヵ月間（2021年10月29日から2022年1月28日）の終値の平均値である2,382円（円未満切り捨て）からの乖離率は0.17%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6ヵ月間（2021年7月29日から2022年1月28日）の終値の平均値である2,093円（円未満切り捨て）からの乖離率は14.00%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきまして、当社監査等委員会（社外取締役3名にて構成）は、処分予定先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、本持株会の買付実績（直近の月例買付、賞与買付、奨励金及び配当再投資の実績額）を年次換算した年間買付予定額の3年1ヶ月分（信託設定期間）を算出し、この3年1ヶ月分の予定額（280百万円）を処分価額（2,386円）で除した株数（117,300株）であります。

また、毎月本持株会へ少しずつ譲渡されますので、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。なお、希薄化の規模は発行済株式数に対し0.49%（2021年9月30日時点の総議決権数201,177個に対する割合は0.58%）となります。（割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。）

当社としては、本制度は当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による当社グループ従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社の恒常的な発展を促すことに繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
公益財団法人高山国際教育財団	東京都新宿区新宿二丁目9番23号	4,226,200	20.98	4,226,200	20.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,611,800	8.00	1,611,800	7.96
高山 一郎	WOODSIDE CA. 94062 U.S.A.	1,058,923	5.26	1,058,923	5.23
高山 健	BELLEVUE, WA. 98004, U.S.A.	1,058,923	5.26	1,058,923	5.23
高山 龍太郎	MENLO PARK, CA 94025 U.S.A.	1,058,890	5.26	1,058,890	5.23
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	851,300	4.23	851,300	4.20
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	503,100	2.50	503,100	2.48
伯東従業員持株会	東京都新宿区新宿一丁目1番13号	460,909	2.29	460,909	2.28
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿六丁目27番 30号)	373,400	1.85	373,400	1.84
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 U.S.A. (東京都新宿区新宿六丁目27番 30号)	279,800	1.39	279,800	1.38
計	-	11,483,245	57.01	11,483,245	56.68

(注) 1 2021年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか当社保有の自己株式3,996,092株（2021年9月30日現在）があり、当該割当後3,878,792株となります。

3 所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。

4 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の議決権数を、2021年9月30日現在の総議決権数（201,177個）に本自己株式処分により増加する議決権数（1,173個）を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第69期有価証券報告書及び第70期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年1月31日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年1月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第69期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年1月31日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（2021年6月25日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

2021年6月24日開催の当社第69期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

（会社提案）

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、阿部良二、高田吉苗、藤後章、新徳布仁、宮下環、石下裕吾、高山一郎、近藤恵嗣、上條正仁、村田朋博を選任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
議案					
阿部 良二	166,271個	1,392個	0個	99.13%	可決
高田 吉苗	167,488個	176個	0個	99.85%	可決
藤後 章	167,457個	207個	0個	99.83%	可決
新徳 布仁	167,444個	220個	0個	99.83%	可決
宮下 環	167,447個	217個	0個	99.83%	可決
石下 裕吾	167,518個	146個	0個	99.87%	可決
高山 一郎	167,246個	418個	0個	99.71%	可決
近藤 恵嗣	167,456個	208個	0個	99.83%	可決
上條 正仁	165,440個	2,224個	0個	98.63%	可決
村田 朋博	167,448個	216個	0個	99.83%	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次の通りです。

議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものの、集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

3. 最近の業績の概要について

2022年1月31日開催の取締役会において決議された2022年3月期第3四半期連結会計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)に係る四半期連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,867	16,076
受取手形及び売掛金	38,045	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	38,923
電子記録債権	5,933	10,145
商品及び製品	31,274	39,662
仕掛品	44	111
原材料及び貯蔵品	859	900
その他	6,659	3,040
貸倒引当金	46	40
流動資産合計	100,638	108,819
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	892	912
機械及び装置（純額）	1,647	1,524
土地	3,069	3,069
その他（純額）	801	1,009
有形固定資産合計	6,411	6,515
無形固定資産	291	343
投資その他の資産		
投資有価証券	8,409	11,047
繰延税金資産	222	171
その他	479	346
貸倒引当金	30	28
投資その他の資産合計	9,080	11,537
固定資産合計	15,783	18,396
資産合計	116,422	127,216

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,535	20,180
電子記録債務	2,544	2,739
短期借入金	16,280	20,735
リース債務	269	322
未払法人税等	1,194	1,082
賞与引当金	1,482	1,117
役員賞与引当金	13	-
製品保証引当金	5	9
その他	5,569	5,113
流動負債合計	43,894	51,300
固定負債		
長期借入金	12,765	12,225
リース債務	45	206
繰延税金負債	1,364	2,199
役員退職慰労引当金	15	17
退職給付に係る負債	302	277
その他	16	24
固定負債合計	14,509	14,950
負債合計	58,403	66,251
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,100	8,100
資本剰余金	7,267	7,264
利益剰余金	42,805	45,124
自己株式	5,820	7,580
株主資本合計	52,353	52,909
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,396	6,229
繰延ヘッジ損益	42	14
為替換算調整勘定	1,347	2,016
退職給付に係る調整累計額	122	205
その他の包括利益累計額合計	5,665	8,055
純資産合計	58,018	60,964
負債純資産合計	116,422	127,216

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第 3 四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年12月31日)
売上高	121,987	139,437
売上原価	108,534	121,714
売上総利益	13,453	17,722
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	4,148	4,311
賞与引当金繰入額	798	973
退職給付費用	326	310
その他	5,437	5,966
販売費及び一般管理費合計	10,710	11,561
営業利益	2,742	6,160
営業外収益		
受取利息	9	14
受取配当金	92	102
その他	97	106
営業外収益合計	199	222
営業外費用		
支払利息	120	110
売上債権売却損	29	21
為替差損	267	39
持分法による投資損失	4	8
その他	14	30
営業外費用合計	436	211
経常利益	2,506	6,172
特別利益		
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	249	-
その他	0	-
特別利益合計	249	1
特別損失		
固定資産除売却損	0	2
その他	-	0
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純利益	2,754	6,171
法人税等	871	1,923
四半期純利益	1,883	4,247
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,883	4,247

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	1,883	4,247
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,094	1,833
繰延ヘッジ損益	3	28
為替換算調整勘定	59	668
退職給付に係る調整額	39	82
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,078	2,390
四半期包括利益	2,961	6,638
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,961	6,638

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,754	6,171
減価償却費	599	623
賞与引当金の増減額(は減少)	162	372
受取利息及び受取配当金	101	116
支払利息	120	110
持分法による投資損益(は益)	4	8
投資有価証券売却損益(は益)	249	-
固定資産除売却損益(は益)	0	0
未払消費税等の増減額(は減少)	19	6
売上債権の増減額(は増加)	2,762	4,556
棚卸資産の増減額(は増加)	2,499	8,301
仕入債務の増減額(は減少)	1,210	3,450
その他	1,789	3,006
小計	5,722	19
利息及び配当金の受取額	118	132
利息の支払額	123	111
法人税等の支払額	817	1,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,899	1,669
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	112	377
有形固定資産の売却による収入	0	4
無形固定資産の取得による支出	80	26
投資有価証券の取得による支出	3	56
投資有価証券の売却による収入	264	0
その他	27	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	95	459
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	151,900	126,300
短期借入金の返済による支出	154,300	122,400
リース債務の返済による支出	115	187
長期借入れによる収入	4,000	3,000
長期借入金の返済による支出	2,774	2,985
自己株式の取得による支出	0	1,800
自己株式の処分による収入	0	-
配当金の支払額	895	1,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,185	67
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	270
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,808	1,790
現金及び現金同等物の期首残高	14,736	17,867
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,545	16,076

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2021年4月30日開催の取締役会決議に基づき、自己株式993,200株の取得を行いました。この取得等により、当第3四半期連結累計期間において自己株式が1,759百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が7,580百万円となっております。

(当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動)

該当事項はありません。

なお、特定子会社の異動には該当していませんが、従来、連結子会社であった伯東ライフサイエンス株式会社は、2021年4月1日付で当社を存続会社として吸収合併したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高及び売上原価はそれぞれ1億49百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	電子部品事業	電子・電気 機器事業	工業薬品事業	その他の事業	
売上高	99,824	13,416	8,376	911	122,528
セグメント利益	557	1,274	760	196	2,789

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	電子部品事業	電子・電気 機器事業	工業薬品事業	その他の事業	
売上高	114,486	15,203	9,376	885	139,952
セグメント利益	3,035	1,768	1,216	197	6,218

2. 報告セグメント合計額と四半期連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間
報告セグメント計	122,528	139,952
セグメント間取引消去	541	515
四半期連結財務諸表の売上高	121,987	139,437

(単位:百万円)

利益	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間
報告セグメント計	2,789	6,218
のれんの償却額	8	-
その他の調整額	38	57
四半期連結財務諸表の営業利益	2,742	6,160

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自2021年4月1日至2021年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントの変更に関する事項

（報告セグメントの変更）

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を目指して、2024年度を最終年度とする中期経営計画「Change & Co-Create 2024」を策定し、2021年4月より開始しました。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より業績管理区分を見直したことから、従来「電子部品事業」に区分しておりました太陽光発電事業を「その他の事業」に区分する変更を行っております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分方法に基づき作成しております。

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「電子部品事業」の売上高が1億40百万円、「電子・電気機器事業」の売上高が8百万円それぞれ減少しております。なお、セグメント利益に与える影響はありません。

4．自己株式の取得状況

後記「第四部 組込情報」に記載の第69期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年1月31日）までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を提出しております。

（2021年6月10日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年4月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2021年4月30日）での決議状況 （取得期間2021年5月1日～2022年4月30日）	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	月	日	
計			
報告月末現在の累計取得自己株式			
自己株式取得の進捗状況（％）			

（注）1．取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2．自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年4月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	3,548,402

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2021年6月11日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2021年4月30日)での決議状況 (取得期間2021年5月1日~2022年4月30日)	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月6日	10,700	15,779,800
	5月7日	5,000	7,702,500
	5月10日	6,500	10,100,300
	5月11日	9,700	14,719,500
	5月12日	33,800	50,800,900
	5月13日	32,300	48,517,200
	5月14日	10,200	15,447,000
	5月17日	12,300	18,541,900
	5月18日	5,500	8,280,900
	5月19日	5,800	8,686,100
	5月20日	1,300	1,969,600
	5月21日	1,200	1,877,800
	5月24日	1,000	1,586,500
	5月25日	2,200	3,508,500
	5月26日	1,000	1,578,200
	5月27日	2,200	3,444,800
	5月28日	2,900	4,552,700
	5月31日	2,200	3,434,700
計		145,800	220,528,900
報告月末現在の累計取得自己株式		145,800	220,528,900
自己株式取得の進捗状況(%)		9.72	12.25

(注) 1. 取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2. 自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年5月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	3,694,257

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2021年7月12日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年6月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2021年4月30日）での決議状況 （取得期間2021年5月1日～2022年4月30日）	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	6月1日	700	1,097,200
	6月2日	900	1,426,900
	6月3日	500	794,700
	6月4日	600	957,700
	6月7日	3,200	5,076,500
	6月8日	3,400	5,336,500
	6月9日	4,400	6,812,300
	6月10日	1,400	2,151,100
	6月11日	2,400	3,682,800
	6月14日	1,100	1,697,700
	6月15日	900	1,389,300
	6月16日	700	1,082,600
	6月17日	300	463,400
	6月18日	7,900	12,107,000
	6月21日	14,000	21,226,400
	6月22日	900	1,383,800
	6月23日	5,400	8,225,100
計		48,700	74,911,000
報告月末現在の累計取得自己株式		194,500	295,439,900
自己株式取得の進捗状況（%）		12.97	16.41

（注）1．取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2．自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	3,742,957

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2021年8月11日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2021年4月30日)での決議状況 (取得期間2021年5月1日~2022年4月30日)	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月1日	9,700	14,702,400
	7月2日	1,500	2,309,800
	7月5日	4,000	6,142,900
	7月6日	400	612,500
	7月7日	4,900	7,461,700
	7月8日	7,800	11,812,300
	7月9日	14,000	21,017,600
	7月12日	500	762,500
	7月13日	1,200	1,835,200
	7月14日	400	617,000
	7月15日	2,700	4,127,200
	7月16日	1,300	1,977,400
	7月19日	8,800	13,255,300
	7月20日	11,000	16,432,200
	7月21日	6,300	9,482,600
	7月26日	1,000	1,537,200
	7月27日	800	1,232,600
	7月28日	1,600	2,455,900
	7月29日	1,000	1,537,700
	7月30日	12,300	18,656,000
計		91,200	137,968,000
報告月末現在の累計取得自己株式		285,700	433,407,900
自己株式取得の進捗状況(%)		19.05	24.08

(注) 1. 取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2. 自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

2021年7月31日現在

区分	報告月における処分株式数（株）		処分価額の総額（円）
	（処分日） 月 日		
引き受けるものの募集を行った取得自己株式	（処分日） 月 日		
計			
消却の処分を行った取得自己株式	（処分日） 月 日		
計			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	（処分日） 月 日		
計			
その他（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）	（処分日） 7月21日	24,600	37,392,000
計		24,600	37,392,000
合計		24,600	37,392,000

3 [保有状況]

2021年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	3,809,587

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2021年9月15日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1） [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2021年4月30日)での決議状況 (取得期間2021年5月1日~2022年4月30日)	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月2日	400	639,300
	8月3日	5,600	9,349,600
	8月4日	5,200	8,721,500
	8月5日	2,400	3,969,000
	8月6日	2,100	3,510,700
	8月10日	500	856,200
	8月11日	7,300	12,455,600
	8月12日	5,800	9,920,900
	8月13日	8,800	14,823,100
	8月16日	14,800	24,728,400
	8月17日	9,000	15,210,700
	8月18日	400	667,600
	8月19日	19,400	33,599,800
	8月20日	12,900	21,737,900
	8月23日	200	340,800
	8月24日	600	1,037,200
	8月25日	100	173,100
	8月26日	3,000	5,322,900
	8月27日	1,500	2,648,700
	8月30日	3,900	6,962,900
	8月31日	2,400	4,296,400
計		106,300	180,972,300
報告月末現在の累計取得自己株式		392,000	614,380,200
自己株式取得の進捗状況(%)		26.13	34.13

(注) 1. 取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2. 自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	3,915,892

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2021年10月15日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年9月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2021年4月30日）での決議状況 （取得期間2021年5月1日～2022年4月30日）	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	9月1日	800	1,440,700
	9月2日	9,300	16,725,200
	9月3日	2,800	5,108,400
	9月6日	4,000	7,424,400
	9月7日	1,400	2,623,400
	9月8日	2,700	5,123,600
	9月9日	8,500	16,106,000
	9月10日	1,100	2,115,800
	9月13日	2,100	4,092,100
	9月14日	1,200	2,353,000
	9月15日	6,800	13,341,800
	9月16日	8,400	16,672,000
	9月17日	10,800	21,685,700
	9月21日	5,600	11,046,000
	9月22日	14,700	28,473,400
計		80,200	154,331,500
報告月末現在の累計取得自己株式	472,200		768,711,700
自己株式取得の進捗状況（％）	31.48		42.71

（注）1．取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2．自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年9月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	3,996,092

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2021年11月15日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1） [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年10月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2021年4月30日)での決議状況 (取得期間2021年5月1日~2022年4月30日)	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	10月1日	18,200	32,914,500
	10月4日	23,400	41,433,200
	10月5日	14,100	24,167,400
	10月6日	12,500	21,889,700
	10月7日	19,000	33,301,800
	10月8日	15,800	28,243,900
	10月11日	9,200	16,471,100
	10月12日	5,900	10,647,900
	10月13日	14,300	25,349,400
	10月14日	3,700	6,572,000
	10月15日	2,700	4,964,500
	10月18日	14,400	26,832,500
	10月19日	35,000	68,349,800
	10月20日	56,000	106,989,400
	10月21日	44,000	81,273,800
	10月22日	8,200	15,223,200
	10月25日	6,100	11,388,600
	10月26日	7,400	14,115,000
	10月27日	9,700	18,439,200
	10月28日	3,300	6,424,800
	10月29日	31,400	61,202,000
計		354,300	656,193,700
報告月末現在の累計取得自己株式		826,500	1,424,905,400
自己株式取得の進捗状況(%)		55.10	79.16

(注) 1. 取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2. 自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	4,350,393

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2021年12月15日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1） [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2021年11月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2021年4月30日）での決議状況 （取得期間2021年5月1日～2022年4月30日）	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	11月1日	1,700	3,850,000
	11月2日	4,700	10,643,100
	11月4日	4,700	10,829,200
	11月5日	8,500	19,398,500
	11月8日	11,300	25,317,700
	11月9日	6,900	15,356,900
	11月10日	10,800	23,667,400
	11月11日	4,600	10,200,500
	11月12日	9,300	20,561,700
	11月15日	3,400	7,538,200
	11月16日	4,100	9,065,300
	11月17日	2,500	5,582,100
	11月18日	4,000	8,902,700
	11月19日	2,700	6,048,900
	11月22日	4,000	9,109,500
	11月24日	15,400	35,115,900
	11月25日	700	1,616,700
	11月26日	17,600	40,360,400
	11月29日	16,400	36,556,800
	11月30日	16,700	37,307,000
計		150,000	337,028,500
報告月末現在の累計取得自己株式		976,500	1,761,933,900
自己株式取得の進捗状況（％）		65.10	97.89

（注）1．取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2．自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年11月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	4,500,393

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2022年1月14日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1） [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

（2） [取締役会決議による取得の状況]

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2021年4月30日）での決議状況 （取得期間2021年5月1日～2022年4月30日）	1,500,000		1,800,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	12月1日	2,900	6,388,100
	12月2日	2,900	6,483,700
	12月3日	2,000	4,490,300
	12月6日	3,100	6,978,100
	12月7日	2,300	5,264,200
	12月8日	3,500	8,257,000
計	16,700		37,861,400
報告月末現在の累計取得自己株式	993,200		1,799,795,300
自己株式取得の進捗状況（%）	66.21%		99.99%

（注）1．取得自己株式につきましては、約定日基準で記載しております。

2．自己株式取得の方法は、東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2021年12月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	24,137,213
保有自己株式数	4,517,200

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第69期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第70期第2四半期)	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2021年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮木 直哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝塚 真聡 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伯東株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

滞留在庫の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>伯東株式会社の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、商品及び製品31,274百万円が計上されており、注記事項「（重要な会計上の見積り）滞留在庫の評価」に記載されているとおり、このうち2,534百万円は、滞留在庫として個別検討による評価の対象となったものである。また、連結損益計算書の売上原価には、個別検討による簿価切下額203百万円が含まれている。</p> <p>「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、会社は、商品及び製品に対して収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を適用しており、滞留在庫のうち、一定の在庫期間を経過し、かつ、受注のない商品及び製品については、収益性がないものとして簿価を切り下げ、上記以外の商品及び製品については、個別に検討した販売可能性に基づいて簿価を切り下げる方法を採用している。</p> <p>会社は、顧客企業における中長期的な生産計画を基に、仕入先企業における生産のリードタイムとの平衡を図りながら商品の発注量を調整するものの、顧客企業製品の市場における販売動向によっては会社の商品の払出しが計画通り進捗しないことがあり、会社の商品が滞留するリスクがある。それらの滞留在庫の販売可能性の個別検討は、直近の販売実績及び今後の受注見込み等に基づいて行われるが、今後の受注見込みは経営者がコントロール不能な要因によって変動する可能性があるため、その予測には高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、滞留在庫の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、滞留在庫の評価の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>滞留在庫の個別検討による評価に関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が滞留在庫の販売可能性の個別検討に利用した「長期滞留在庫販売調査」に含まれる商品及び製品の在庫期間並びに受注の有無に応じた分類の正確性及び網羅性に関連するITシステムの全般統制及び業務処理統制 ・ 「長期滞留在庫販売調査」に含まれる今後の受注見込みについて、合理性の低い仮定が採用されることを防止又は発見するための統制 <p>(2) 滞留在庫の評価の合理性の検討</p> <p>簿価切下げの対象を決定する際に経営者が採用した主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の受注見込みの不確実性について、対象とする顧客との個別の交渉の状況を営業責任者に対して質問した。また、顧客との具体的な折衝の記録等を閲覧し、今後の受注見込みに関する仮定の合理性を評価した。 ・ 過去の滞留在庫の受注見込みをその後の販売実績と比較し、差異の有無について分析することにより、受注見込みの精度を評価した。その上で、当連結会計年度末における受注見込みに織り込むべき不確実性の程度を評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、伯東株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、伯東株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 貝塚 真聡 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伯東株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(滞留在庫の評価の合理性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>伯東株式会社の2021年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、商品及び製品25,762百万円が計上されており、注記事項「(重要な会計上の見積り)滞留在庫の評価」に記載されているとおり、このうち1,913百万円は、滞留在庫として個別検討による評価の対象となったものである。また、これには、個別検討による簿価切下額192百万円が含まれている。</p> <p>「(重要な会計方針)3. たな卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、会社は、商品及び製品に対して収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を適用しており、滞留在庫のうち、一定の在庫期間を経過し、かつ、受注のない商品及び製品については、収益性がないものとして簿価を切り下げ、上記以外の商品及び製品については、個別に検討した販売可能性に基づいて簿価を切り下げる方法を採用している。</p> <p>会社は、顧客企業における中長期的な生産計画を基に、仕入先における生産のリードタイムとの平衡を図りながら商品の発注量を調整するものの、顧客企業製品の市場における販売動向によっては会社の商品の払出しが計画どおり進捗しないことがあり、会社の商品が滞留するリスクがある。それらの滞留在庫の販売可能性の個別検討は、直近の販売実績及び今後の受注見込みに基づいて行われるが、今後の受注見込みは経営者がコントロール不能な要因によって変動する可能性があるため、その予測には高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、滞留在庫の評価の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「滞留在庫の評価の合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

伯東株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮木 直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝塚 真聡

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伯東株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。